

青森市斎場条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

老朽化した青森市斎場を建替えるため、進めている青森市斎場整備運営等事業として、DBO方式で、事業者を選定し、11月に仮契約したところであり、また、令和6年4月から、現在の青森市斎場及び青森市浪岡斎園については、指定管理者を指定する必要がある。

このたびの事業は、施設整備と施設の維持管理・運営について一体で、事業者選定を行うものであったため、その指定について、「青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に規定される委員会によらず、当該事業にかかる委員会で選定した事業者を指定管理者の候補者とできるように、青森市斎場条例を改正する必要がある、提案するものである。

2 改正内容

青森市斎場条例における第8条の「指定管理者による管理」の規定について、第2項を加え、斎場の整備及び運営を行う者を選定するために設置した委員会において選定された事業者があるときは、当該事業者を斎場の管理を行うものとして指定し、これを行わせることができる旨を規定するほか、「指定管理者」にかかる所要の改正を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。